

消 設 第 602 号
平成 22 年 11 月 2 日

各 消 防 署 長 様

保安・規制担当課長
(担当：保安・規制)

既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について（通知）

標題については、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 22 年総務省告示第 246 号）がそれぞれ公布され、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」（平成 22 年 7 月 8 日付け消防危第 144 号。以下「144 号通知」という。）により運用上の留意事項が示され、平成 22 年 8 月 12 日付け消設第 389 号（以下「389 号通知」という。）で通知したところです。

389 号通知において、当局の運用について別途通知することとしていましたが、今般、次のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、144 号通知及び本通知中第 1 については行政手続法第 5 条に規定する審査基準として取り扱ってください。

記

第 1 審査上に関する留意事項

審査上の留意すべき事項は、次のとおりとする。

1 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検に係る事項

(1) 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している地下貯蔵タンク又は地下埋設配管の漏れの点検に関する事項について

ア 地下貯蔵タンクの漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長に必要な措置として 144 号通知第 3.1.(1) ア及びイとは次の措置をいうものであること

(ア) 地下貯蔵タンク内に残存する危険物を完全に除去し、乳化剤、中和剤等の洗剤で洗浄を行う措置

(イ) 地下貯蔵タンクに接続されている配管の取り外し、又は仕切板等による縁切りを完全に行い、地下貯蔵タンク内に危険物又は可燃性蒸気が流入しないようにする措置

イ 地下埋設配管の漏れの点検期間及び点検記録保存期間延長に必要な措置として 144 号通知第 3. 1. (1) ア及びイとは次の措置をいうものであること

(ア) 配管内に残存する危険物を完全に除去し、乳化剤、中和剤等の洗剤で洗浄を行う措置

(イ) 対象配管部分とこれ以外の部分との境界に仕切板等による縁切りを完全に行い、対象配管内に危険物又は可燃性蒸気が流入しないようにする措置

2 その他

- (1) 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）第 4 条の 49 の 2 に定める直径 0.3 ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備の代替として、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成 22 年 7 月 23 日付け消防危第 158 号）通知中、問 1 で掲げる直径 0.3 ミリメートル以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認する方法を実施する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号。以下「政令」という。）第 23 条を適用して差し支えない。
- (2) 休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請により市長による漏れの点検期間延長の承認を受けている腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク及び腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクは、休止の間、政令第 23 条を適用して内面の腐食を防止するためのコーティング措置、電気防食措置又は地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための設備を設ける措置を講じないことを認めて差し支えない。
- (3) 完成検査前検査の水圧試験に代えて告示第 71 条第 1 項第 1 号に規定するガス加圧法により実施する場合は、政令第 13 条第 1 項第 6 号（水圧試験の部分に限る）の規定に適合しているものとして政令第 23 条を適用して差し支えない。